

(様式第 3 号)

政務活動報告書

氏名（坂根政代）

活動事項	第 14 回生活保護問題議員研修会・オンライン受講 「地方から生活保護をあたり前の権利に」
活動年月日	令和 5 年 8 月 2 日、7 日、10 日、19 日
場 所	鳥取市役所
活動の相手	生活保護問題対策全国会議 全国公的扶助研究会
目的・内容・ 結果等	【目的】生活保護制度の学習 生活保護制度を取り巻く現状と課題について知る 【内容】 「今こそ、生活保護をあたり前の権利に」 「大学、専門学校（看護学校等）への進学は贅沢ですか」 「生活保護と自動車保有の意味を考える」 「モノ言う議員へのバッシングに抗して」 「生活保護基礎講座＋なんでも Q & A」 「より良い生活保護行政をめざす自治体の取り組みに学ぶ」 「今こそ、生活保護法から生活保障法へ」 「コロナ禍であらわになった貧困の実情と生活保護制度の課題」 「いのちのとりで裁判の到達点と意義」 【結果】 ・生活保護制度の仕組みが分かった。 ・生活保護は、最後のセーフティーネットと言われるが、大学生等になると保護費の受給対象から外される。子どもの生活や学業の補償になりえていない現実がある。国は奨学金を受給しかつバイトで暮らしている子との不公平さが生じるからとの理由。本来はすべての子どもへの保障をどうするか考えていかなければならない課題であると思えた。

目的・内容・ 結果等	・自家用車の保有の問題も、現在では改善策等が図られているようだが、地方では公共交通の不十分さから車が必要な現実がある。ネックは車の維持費の問題のようだ。 ・実際に課題に直面したり、経験してきた人のお話やその支援に関わってきた人々のお話、裁判での争点のお話などあり、全てを理解できたわけではないが、生活保護制度は、「権利」として保障されなければならないものであることが分かった。そして、行政もその取り組みを行っているところがあり、学ばないといけない。 ・鳥取市では、議員が相談者と同席して説明を聞くことを否定していないようだが、それさえも拒む行政があることに驚いた。丁寧な伴走型の支援を追求する行政であらねばならないと感じた。 ・生活保護制度は、国民の命と生活を守る制度なので、やはり今後もより良い制度を求めて改善していく、当事者本位での視点で取り組むことが必要であると思った。
関連する 支出伝票番号	5

地方から生活保護を あたり前の権利に

SAFETY NET



コロナ禍による生活困窮に物価高が追い打ちをかけているのに、忌避感などから生活保護の利用に結びつかない状況が続いています。一方、司法の場では、保護基準引下げの違法性を認める判決が相次ぐなど前向きの成果が見られます。最新の情報を共有し、地方から、生活保護をあたり前の権利にしていくため、本研修会に多数ご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

8月2日(水)・7日(月)・10日(木)完全オンライン(Zoom)
8月19日(土)ハイブリッド(リアル+zoom)

※8月19日のリアル会場は、CIVI研修センター新大阪東(定員先着50名)です。

8月2日(水)

①基調講演(13:00~15:00) 今こそ、生活保護をあたり前の権利に!

コロナ禍による生活困難が癒えない中、物価急騰が市民生活を襲っています。一方、司法の場では、2013年からの保護基下げの取消しを認める判決が相次ぎ、生活保護世帯・若者の学ぶ権利や自動車をめぐる前向きな判断が出るなど、憲法25条生かす市民の反撃が成果をあげています。こうした情勢の下での議員活動のあり方を考えます。

吉永 純さん 花園大学教授、全国公的扶助研究会会長。福祉事務所 24 年、ケースワーカー 12 年の経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

②講座A(16:00~18:00)

大学、専門学校(看護学校等)への進学は賛沢ですか

大学や専門学校を合わせた進学率は80%を超えていますが、生活保護世帯の若者は進学すると保護が廃止され、生活費や学自力で賄わなければなりません。虐待を受け、親からの支援が無くても、休学しないと生活保護は助けてくれません。一方で、多も稼げば元の世帯の収入とみなされ、保護が廃止された事案は裁判となっています。生活保護と若者の学ぶ権利について考えま

桜井 啓太さん 立命館大学准教授。堺市でケースワーカー等 10 年間従事し、名古屋市立大学准教授を経て現職。専門は貧困、生活保護。

飛田 桂さん 弁護士。虐待を受けた子どもの支援に関わっている。NPO 法人子ども支援センターつなぐ共同代表。

高木 百合香さん 弁護士。熊本県(処分行政庁:玉名福祉事務所)を被告とする生活保護廃止処分取消請求事件の弁護士で主任を務めている。

傳さん(仮名) 生活保護世帯から進学した大学生。自身の経験を踏まえて大学生への生活保護の適用を求める活動をしている。

進行 太田 伸二さん 弁護士。山形県で生活保護ケースワーカー経験があり、現在は仙台で弁護士として生活保護利用者の支援に当たっている。東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長。

8月7日(月)

③講座B(13:00~15:00)

「生活保護と自動車保有」の意味を考える

三重県鈴鹿市が自動車利用を理由として2世帯の生活保護停止を行い、訴訟になっています。また、厚労省も自動車の利用を制限する事務連絡を出すなど、自動車保有に逆風が吹いています。今こそ、自動車保有がどのような意味を持っているのかをどう後押ししていくべきか、考えたいと思います。

芦葉 南さん 弁護士。四日市インスリン事件等の生活保護事件を担当。鈴鹿市自動車保有事件の弁護士でも主任を務めている。

鈴鹿市自動車保有禁止事件原告の方

長谷 英史さん 和歌山生協病院サポートセンター課長。医療相談を担当。法人内居宅支援事業所の管理者も兼任。社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士。

太田 伸二さん 弁護士。山形県で生活保護ケースワーカー経験があり、現在は仙台で弁護士として生活保護利用者の支援に当たっている。東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長。

④講座C(16:00~18:00)

モノ言う議員へのバッシングに抗して

生活保護の申請時の同席を禁止する議会の申し合せについて質問した議員への出席停止処分の強行や、市教委後援の請で司会をした議員への嫌がらせなど、議員として当然の行動へのいわれなき抑圧が強まっています。議会の懲罰問題での米国調査(朝日新聞)を踏まえ、その背景と対応方法を考えます。

青木 恒子さん 奈良県香芝市議会議員(1期目、日本共産党)。生活保護の議員同席問題の質問が発端で議会への出席停止処分を受け、現在裁判闘争中。

古川 雅朗さん 弁護士。香芝市議会出席停止処分国賠訴訟弁護団員、奈良県的生活保護行政をよくする会代表等。

村上 さとこさん 北九州市議会議員(2期目、無所属)。講演会の司会を務めたことを契機に脅迫文を送りつけられる等の被害にあったが、臆することなく発信を続け

山下 寛久さん【録画による報告】朝日新聞記者。横浜地裁担当などを経て、名古屋市政担当。21年にはリコール署名偽造事件も取材した。

進行 吉永 純さん 花園大学教授、全国公的扶助研究会会長。福祉事務所 24 年、ケースワーカー 12 年の経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

8月10日(木)

⑤講座D(13:00~15:00)

生活保護基礎講座+なんでもQ&A

生活保護の運用を知り尽くした講師陣による定番の初級講座。生活保護とはどのような制度なのか、各自治体の保護行政が正しく運されているのかのチェックポイントや、扶養照会や申請権保障など、地域の生活保護を真の権利とするために議会で質問していただく効果的な質問項目を概説し、皆さまの質問にも回答します。

谷口 伊三美さん 社会福祉士。大阪市で長年、生活保護業務を担当。退職後は依存症回復支援施設のスタッフや専門学校の講師。

小久保 哲郎さん 弁護士。生活保護問題対策全国会議事務局長。大阪で生活保護利用者をはじめとする生活困窮者の相談や裁判に取り組んできた。

進行 田川 英信さん 社会福祉士。生活保護問題対策全国会議事務局次長、元世田谷区の生活保護担当。

⑥講座E(16:00~18:00)

より良い生活保護行政をめざす自治体の取組みに学ぶ

生活保護の申請が権利であることを知らせるチラシを全戸配布した京丹後市、生活保護の支給漏れなど不適正事務処理の検から大きく運用の改善を図った国立市など先進自治体の取組みに学ぶとともに、県下全自治体の「保護のしおり」を利用者線でチェックし改善を進める民間の活動を紹介し、より良い生活保護行政をどうつくるか考えます。

藤村 貴俊さん 京丹後市健康長寿福祉部生活福祉課長補佐。2006年から現職で生活保護ケースワーカー、生活困窮者自立支援制度、現在は重層的支援体制や地域福祉計画を担当

左川 倫乙さん 国立市福祉総務課生活福祉担当課長。平成20年国立市入職、ケースワーカー、査察指導員を経て現職。前職は千葉市公立の男性保育士第1号。保育士、社会福祉士、公認心理師。

赤山 泰子さん 吉田病院相談員。奈良市通院移送費裁判、奈良いのちのとりで裁判を支援。奈良県的生活保護行政をよくする会事務局。社会福祉士、精神保健福祉士。

進行 吉永 純さん 花園大学教授、全国公的扶助研究会会長。福祉事務所24年、ケースワーカー12年の経験を生かし、貧困と生活保護について研究。

8月19日(土)

ハイブリッド方式

リアル会場はCIVI研修センター新大阪東にて
先着50名定員

⑦特別企画(13:30~16:00)

今こそ、「生活保護法」から「生活保障法」へ

史上最大の保護基準引下げの違法を認める司法判断が相次ぐ一方、どれだけ生活に困っても「生活保護だけは受けたくない」という市民意識はなかなか変わりません。こうした状況を打破するためには、今こそ、「生活保護法」を権利性の明確な「生活保障法」へと改正することが必要です。当事者の声を聴き、生活困窮者支援の最前線からの報告を踏まえて、今何が求められているかを皆さんとともに考えたいと思います。

※生活保護問題対策全国会議の第17回設立記念集会を兼ねるので一般の方も参加されます。

当事者の
声を聴く

森 絹子さん (生活保護基準引下げ京都訴訟原告)

Aさん (三重県鈴鹿市自動車保有禁止訴訟原告)

優さん (生活保護世帯から進学した大学生)



報告とパネルディスカッション

コロナ禍であらわになった貧困の実情と生活保護制度の課題

瀬戸 大作さん (一般社団法人反貧困ネットワーク事務局長) 寺内 順子さん (一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事)

いのちのとりで裁判の到達点と意義

尾藤 廣喜さん (生活保護基準引下げにNO!全国争訟ネット共同代表)

リアル会場

CIVI研修センター新大阪東E604号室

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目19-4

LUCID SQUARE SHIN-OSAKA (ルーシッドスクエア新大阪)6階

JR「新大阪駅」東口から50m、大阪メトロ御堂筋線「新大阪駅」から徒歩5分

<https://www.civi-c.co.jp/access.html#higashi>



(様式第 3 号)

政務活動報告書

氏名 (坂根政代)

活動事項	早稲田大学マニフェスト研究所出張講座 これからの地方議会の在り方を考える ～今の議会改革を超える議会活動～
活動年月日	2023 年 11 月 24 日 (金) 13 : 30～16 : 30
場 所	隼 lab コワーキングスペース 鳥取県八頭町美槻中 154-2
活動の相手	早稲田大学マニフェスト研究所
目的・内容・ 結果等	【目的】人口減少を背景にしながら社会の価値観の変化等により、まちづくりの課題がさらなるステージへと進化している。このような状況を踏まえ、地方議会の役割を考える。 【内容】1, 問題提起「地方議会の現状と課題」中村健 (同研究所事務局長) 2, 基調講演「これからの地方議会の在り方を考える」北川正恭 (同研究所顧問) 3, パネルディスカッション「住民参画をどう広げていけばよいか」尾島勲 (八頭町議会議長) 中村聡志 (八頭町地域おこし協力隊) 北川正恭、司会 : 中村健、4、意見交換会 【所感】1, 問題提起で、①民主主義のあり方を見つめる一議員間討議があるか、議員活動から議会活動へと。子どもたちや住民の声をどう市政へつなげていくか。②人口減に対し、出ていくことを止める施策や予算となっているか。議員活動における民主主義とはとどういうことなのかを考えさせられた。2, 基調講演では、今の議会は住民にとってどのような存在か、どのようにイメージされているか？地方議会の課題はなにか？議会への手紙やメールの仕組みをどう作っていくか？等の投げかけが行われ、議会の役割は民意の反映、地方創生を行うこと。明日の鳥取をつくること。市民が主役であることを忘れてはならない。2000 年の地方分権一括法は地方議会の国からの委任事務を変革させることであった。今までのやり方とは違い国と地方は対等の関係となった。だから、地方議会は本来住民の提案で動き、まちを変えていかなければならない。行政職員は法や規則で仕事をしなければならないが、民意に基づいて、条例や規則は変更されるもの。根本を見直し、議会が提案型へと変わるべき。そのような地方からの取り組みが国を変える。な
目的・内容・	

結果等	ど事例を紹介しながらのお話は、「議会」とは？、住民の声を議会へということができているのか？国と地方議会の関係など、あらためて学ぶことができた。3，パネルディスカッションや意見交換会では、地域協力隊から見た議員や議会は、何をやっているかわからない状況であり、もっと、宣伝や声を集める、現場を知ることが必要ではないかと提案が行われた。そのことを受けて、地域協力隊のしごととまちづくりなどのテーマで、議会との意見交換会をもち、お互いがまちづくりを考えていくことを行っではどうかという提案が行われ、八頭町では実現に向けていく方向となった。鳥取市においても、地域協力隊員との意見交換会を持つ必要があると感じた。地域協力隊は、鳥取の良いところを知っており、現場を知る協力隊の意見を聞くことは、私たちが見落としていることの再発見となるのではないかと思った次第である。
関連する 支出伝票番号	8

これからの地方議会のあり方を考える

～今の議会改革を超える議会活動～

早稲田大学マニフェスト研究所は2004年の発足以来「地方自治体」に軸足を置き、「持続可能な自立した地域経営ができる地域づくり」をテーマに活動してまいりました。

その重要な機関である地方議会について、弊所では2009年度から『議会改革調査部会』を設置し全国の議会活動の調査研究し情報発信しています。

しかしながら、人口減少を背景にしながら近年の科学技術の進化やコロナ過による社会の価値観の変化等により、まちづくりの課題はさらに新たなステージへと進化しました。

従来の議会活動・議会改革で本当に十分か？これからの地方議会の役割は？について、あらためて考え・たっぷりと議論する時間にしたいと考えています。

ご関心ございます方は是非ご参加くださいませ。どうぞよろしくお願い致します。

1. 日時 2023年11月24日（金）13時30分～16時30分

2. 場所 隼lab 2F コワーキングスペース

〒680-0404 鳥取県八頭郡八頭町見槻中 154-2



3. 次第 13時30分 問題提起

『地方議会の現状と課題』

中村 健 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長

14時00分 基調講演

『これからの地方議会のあり方を考える』

北川正恭 早稲田大学名誉教授・マニフェスト研究所顧問

14時30分 休憩

15:00 ← 14時40分 パネルディスカッション

『住民参画をどう広げていけばよいか？』

尾島 勲 八頭町議会議長

中村聡志 八頭町地域おこし協力隊

北川正恭 早稲田大学名誉教授・マニフェスト研究所顧問

16:00 ← 15時40分 意見交換（質疑応答）

会場参加者と早稲田大学マニフェスト研究所との意見交換

16時30分 終了

4. 対象者 地方議会議員

5. 募集数 50 名

※会場規模の都合により上限に達しましたら募集終了とさせていただきます。

5. 参加費 町村議会議員 3,000 円

市議会議員 4,000 円

県議会議員 5,000 円

※参加費は当日会場にてお支払いいただきます。

6. 参加申込方法

早稲田大学マニフェスト研究所ホームページからお申し込みください。

<https://www.waseda-manifesto.jp/>

7. 連絡先 早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村健

Mail : mani@maniken.jp

Tel : 03-6709-6739